

(2) 現状分析

自分の財産を子どもに渡すためには、“相続税”という洗礼を2回受けなければなりません。

まず、1回目は自分の相続（第一次相続）です。ここで、財産を配偶者と子供に渡します。次に忘れてはならないのが2回目の相続（第二次相続）、つまり配偶者自身の相続です。この2回の相続を経て初めて、自分の財産が完全に子供の手に移ることとなります。

自分の相続（第一次相続）

A様 は前述（1）の試算では約10億円の財産を所有されています。

ここでは、“配偶者の税額軽減の特例”という制度を適用し、第一次相続の際に支払う税額を最少とするために、配偶者が5億円、子供が残りの5億円を相続したとします。

“配偶者の税額軽減の特例”という制度は、配偶者が相続財産を法定相続分（この場合1/2）まで相続した場合、配偶者が負担すべき相続税は免除されてゼロとなるという特例です。この特例を適用した結果、第一次相続時に支払う相続税は5億円の財産を相続した子供が負担すべき税額1億6,000万円となります。

配偶者の相続（第二次相続）

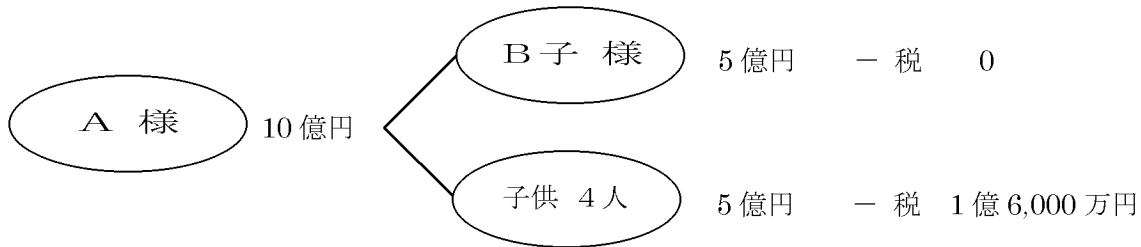
10億円のうちの5億円は、子供の手に移りましたが、残りの5億円は、配偶者が相続しています。仮に配偶者がその他に自分固有の財産を所有せず、かつ、その財産を費消してしまわない場合、この5億円の財産を子供が相続することとなります（第二次相続）。

第二次相続時には配偶者もいないので、“配偶者の税額軽減の特例”は使えず、相続人が負担すべき相続税は1億円となります。従って、10億円の財産を子供である相続人に渡すためには、

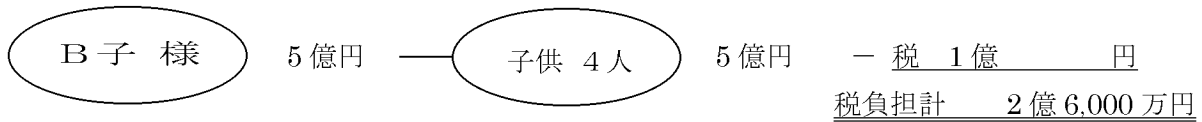
$$1億6,000万円 + 1億円 = 2億6,000万円$$

の相続税を払わなくてはなりません。

一次相続



二次相続



ここで忘れてならないのは、この計算は、配偶者が相続した財産 5 億円が第一次相続から第二次相続までの間に評価額が全く変わらずそのままである、という条件のもとで算出されていることで、評価が上昇したり、運用により財産が増えると合計相続税額は大きくなっていく点です。

従って、相続税の負担を考えた場合には、一次相続、二次相続を合わせたところで、税負担を考えなければなりません。

評価上昇を考慮した合計相続税額の試算

項 目	一次相続時に配偶者がいないケース	一次相続時に配偶者がいるケース				
		配偶者の税額軽減を適用しないケース	配偶者の税額軽減を適用するケース			
			一次相続時から二次相続時までの財産の評価上昇率			
			0%	10%	20%	30%
相続税の総額	3億2,000万円	3億2,000万円	3億2,000万円	3億2,000万円	3億2,000万円	3億2,000万円
配偶者の税額軽減	—	—	△1億6,000万円	△1億6,000万円	△1億6,000万円	△1億6,000万円
差引一次相続時税額	3億2,000万円	3億2,000万円	1億6,000万円	1億6,000万円	1億6,000万円	1億6,000万円
二次相続時税額	—	—	1億円	1億2,400万円	1億4,400万円	1億6,400万円
合計相続税額	3億2,000万円	3億2,000万円	2億6,000万円	2億8,400万円	3億400万円	3億2,400万円

(注) 配偶者自身の固有財産は考慮していません。